

電気自動車等の運行管理およびデータ取得業務（車両運行関係）委託契約

GO 株式会社（以下「GO」という）および受託者は、GO が受託者に対して、タクシー領域における電気自動車の運行管理およびエネルギーマネジメントシステム構築プロジェクトに係るデータ取得業務（車両運行関係）を委託することに関し、以下の契約条件に同意し、本契約を締結する。

GO	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森 JP タワー23階 GO 株式会社 代表取締役社長 中島 宏	
受託者	住所： 会社名： 営業所名： 代表者名：	
契約締結日		
契約期間	データ取得に用いる車両の車両登録日から本件業務の対象となるリース契約の満了日または 2027 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで。ただし、本研究開発のため必要と GO が判断した場合、GO が指定する契約期間に更新されるものとする。	
業務委託料	1台あたりの月額	月額金 円（税別）／台
	台数	台
	月額合計	月額金 円（税別）

契約条件

第1条 (目的)

本契約は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という)が執行を担うグリーンイノベーション基金に基づいて実施される「スマートモビリティ社会の構築」プロジェクトへ参加し、同基金の助成を受けて、タクシー領域において電気自動車(以下「EV」という)等を運用し、運行・車両・エネルギー利用に関するデータを継続的に取得するとともに、当該データや外部データ等を活用し、EVについて運行管理と一体的にエネルギーマネジメントを行うシステムを構築するための研究開発(以下「本研究開発」という)を行うことを目的とする。

第2条 (本件業務の委託)

1. GO はエネルギーマネジメントシステム構築プロジェクトに係るデータのうち車両(EVおよび受託者が現にタクシー事業(道路運送法第3条第1項第一号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。)で運用している車両のうちGOが指定する車両をいう(以下「EV等」という))の運行に関するデータ(以下「運行データ」という)の取得および当該運行データ取得に必要なEV等の運行管理(以下、総称して「本件業務」という)を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。
2. 運行データの項目、仕様等の詳細は、別紙1に定めるものとする。
3. 受託者は、本件業務の遂行および本件業務において利用する財産等について、善良な管理者の注意を持って管理し、本契約の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
4. 受託者は、本件業務の全部を第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3項に規定する子会社をいう)を含む)に委託してはならない。受託者が本件業務の一部を第三者に委託する場合には、事前にGOと協議しその承諾を得るものとする。
5. 本契約に定めのない本件業務の詳細については、GOおよび受託者が協議のうえ決定するものとする。

第3条 (本件業務の内容)

受託者は、以下の条件に従い本件業務を実施するものとする。

- (1) EVをタクシー事業において運用すること
- (2) EVを以下の条件を満たすリースにより調達すること。ただし、2社以上のリース会社から見積りを取得し、月額リース料(税金、保険料およびオプション料金を除く。以下同じ。)が最も低いリース会社から調達し、これを証する書類をGOに提出するものとする。
 - ① 車種：日産リーフ、日産アリア、トヨタ bZ4X、Tesla Model3、Tesla Model Y、Hyundai IONIQ5、日産 サクラ
 - ② リース期間：3年
 - ③ リース会社：別紙2に定めるリース会社
 - ④ 残存価額清算：クローズドエンド方式
 - ⑤ 国内において初度登録または検査される前の自動車であること
- (3) GOと別途契約を締結することによりGOが提供するタクシーアプリサービス等を受託者の費用負担において利用し、EV等の運行データを提供すること

- (4) GO が業務遂行状況および EV 等の運行状況の確認を行えるように GO が指定するドライブレコーダーおよびシステム等を受託者の費用負担において利用すること
- (5) 運行データを取得するため、以下に定める事項を遵守すること
 - ① 調達した EV について、EV の仕様、台数、取得年月日、金額、耐用年数、保管場所を一覧にまとめて管理すること
 - ② 通常運行に近いデータ取得を実現するため、EV 等の運行中は常時 GO が提供するタクシーアプリサービス等にログインすること
 - ③ データ取得のために GO が別途指定する機器を EV 等に設置すること
 - ④ 本業務に使用されている車両であることを示すステッカー等を GO が配布した場合、GO が指定する位置に EV に貼付すること
- (6) 本契約に基づき取得した EV の運行データと当該 EV の充電に関するデータを紐づけて本研究開発に利用するため、GO と「電気自動車の運行管理およびデータ取得業務（車両充電関係）委託契約」を締結することにより当該契約に定める事項に従い、本契約に基づき調達した EV の充電に関するデータを GO に提供すること
- (7) NEDO からの要請に応じ、GO から追加で運行データ等の提供を求める場合にはこれに対応すること
- (8) 本契約に基づき調達した EV の一部または全てについて、本件業務の実施に必要な条件を満たすことが困難なおそれがある場合には、受託者はすみやかに GO に報告しなければならない

第4条 （業務委託料）

1. 本件業務の業務委託料は第 3 条第 2 号に基づき取得した見積書に記載の月額リース料に基づき別紙 3 に定める方法により算出した表紙記載の金額とする。ただし、本契約に基づき調達した EV の一部または全てについて、本件業務の実施に必要な条件を満たさない場合またはそのおそれがあると GO が判断した場合には、当該 EV の月額リース料に基づき別紙 3 に定める方法により算出した金額は支払われないものとする。
2. GO は、業務委託料につき、四半期（各年 2 月、5 月、8 月、11 月）末日を締日とし、翌月末日までに、受託者が別途指定する金融機関の口座へ GO の手数料負担で送金することにより支払う。
3. 前項の規定にかかわらず、GO は本契約の契約満了月に係る業務委託料を前四半期の支払と合わせて支払うことができるものとする。ただし、支払済の業務委託料が実際の業務委託料に差分がある場合、受託者はただちに差分の金額を GO に返金するものとする。
4. 受託者が本契約に基づき調達した EV のバッテリーの交換に必要な費用を負担した場合で、当該 EV の航続距離が本件データ取得を実現するために必要な水準として GO が認める水準を下回っている場合には、GO は前項の業務委託料に当該費用相当額を付加して支払うものとする。このとき、GO は別紙 4 の書式にて受託者に対し変更後の業務委託料を通知する。
5. GO は必要に応じて、バッテリー交換費用の見積書または前項で定める費用につき、本件データ取得実現に必要な費用であると GO が認めるために必要な資料の

提出を受託者に求めることができる。

6. GO は、GO の受託者に対する金銭債務と、受託者が GO に対して負担する一切の金銭債務とを、弁済期の到来の有無にかかわらず、対当額で相殺することができるものとする。
7. 業務委託料の支払い後であっても、運行データにつき、本件業務の実施に必要な条件を満たさない場合またはそのおそれがあると GO が判断した場合、GO は、受託者に対して過去の業務委託料の返還を請求することができる。またこの場合、GO は前項に基づき相殺することもできるものとする。

第5条 (創作物の取扱い等)

1. 本件業務の遂行の過程により生じたもの（以下「本件物」という）に係る著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）、知的財産権（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利および意匠登録を受ける権利を含む）その他の法律上の権利は、その発生と同時に、受託者から GO に移転する。
2. 受託者は、前項に基づき GO に同項の権利が移転するよう、必要な措置を講ずる。
3. 受託者は、第 1 項の権利について出願手続き、移転登録手続きその他必要な手続きを行う必要があるときは、GO に協力する。
4. 受託者は、自らまたは第三者（再委託先を含むが、これに限られない。以下本条において同じ。）をして、本件物について著作権人格権を主張し、行使しない。
5. GO および受託者は、前四項に基づく権利の移転、協力および権利の不行使の対価が業務委託料に含まれていることを相互に確認する。
6. 受託者は、理由の如何を問わず、自らまたは第三者をして、本契約を履行する過程で知り得た GO の情報、資料、データ、図形等を用いて、商標登録出願をしてはならない。

第6条 (保証)

1. 受託者は GO に対し、次の各号に掲げる事項について保証する。
 - (1) 本契約を締結し、履行する権利および権原を有すること
 - (2) 本件業務を遂行するにあたって適用される法令、慣習、ガイドライン等を遵守すること
 - (3) GO が本契約を通じて受託者または再委託先の従業員の個人情報を取得する場合、当該個人情報が本研究開発のために利用されることについて当該個人から承諾を得ていること
2. 前項の規定にかかわらず、前項各号の保証内容に違反したとして、第三者から異議、クレーム、訴訟等の訴えまたは行政機関から指導、処分があった場合、受託者は、自己の責任を負担により、当該訴訟等を処理および解決するものとし、GO に何らの迷惑および損害を及ぼさない。この場合に GO が損害を被ったときは、受託者は GO に対し、当該損害（謝罪広告に要した費用および合理的な弁護士費用を含む）を賠償する。

第7条 (業務遂行状況の確認)

1. GO は、受託者による本件業務の遂行状況、その他本契約の履行状況に不備があるおそれが認められた場合には、GO は本契約の全部または一部につき、何らの責を負うことなく、その債務の履行を停止することができる。

2. 前項の場合、GO は事前に受託者に通知のうえ、受託者または再委託先の営業所、事務所、および工場を訪問する等の方法により本件業務の遂行状況を確認しなければならない。
3. 前項の確認の結果、GO が是正を求めた場合、または GO が指示をした場合、受託者は、合理的な理由がある場合を除き、当該是正に応じ、または当該指示に従う。
4. 受託者が前項の指示に従わない場合、GO は本契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができる。
5. 前項により本契約が解除された場合、GO は未履行分の業務委託料の支払いを要さないものとし、受託者は未履行分に相当する受領済みの業務委託料をただちにGO に返還するものとする。

第8条 (秘密保持)

1. 受託者および GO は、本契約の内容ならびに相手方（以下秘密情報を開示した当事者を「開示者」という）から開示されまたは相手方の事業所内で知りえた営業上、技術上その他の情報（以下「秘密情報」という）を、善良な管理者の注意をもって、管理および保管するものとし、事前に開示者の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に開示、漏洩し、または、本契約を履行する以外の目的に使用、流用してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報（個人情報を除く）は、秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示者から開示を受けた時点で、すでに公知になっているもの
 - (2) 開示者から開示を受けた時点で、すでに開示を受けた当事者（以下「受領者」という）が所有していたことを証明できるもの
 - (3) 開示者から開示を受けた後に、受領者の責によらずに公知となったもの
 - (4) 受領者が、正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく取得したもの
 - (5) 秘密情報によらずに、独自に開発または知得したことを証明できるもの
2. 本件業務が完了した場合、本契約が終了した場合、または開示者から返却の求めがあった場合、受領者は、秘密情報（複製物がある場合には、これを含む）を開示者に返却し、または破棄および消去（秘密情報がデジタルデータの場合には、当該データが格納された記録媒体からの消去を含む）する。秘密情報を破棄および消去した場合、開示者の求めに応じて、消去および破棄したことを証する書面を交付する。
3. 本条の規定にかかわらず、受託者および GO は、自己の弁護士、公認会計士、税理士その他法律上守秘義務を負う第三者に対して秘密情報を開示することができる。ただし、第三者に本契約と同等の秘密保持義務を課し、これを遵守させるものとし、当該第三者による秘密情報の取り扱いについて相手方に対し一切の責任を負う。

第9条 (個人情報の取扱い)

受託者は、本件業務の遂行の過程で個人情報を知り得たときは、本契約別紙 5 に定める規程に従う。

第10条（有効期間等）

1. 本契約の有効期間は、データ取得に用いる車両の車両登録日から本件業務の対象となるリース契約の満了日または2027年3月31日のいずれか早い日までとする。
2. GOは、運行データの継続的な取得その他の理由により本研究開発のために必要と判断した場合、本契約の有効期間満了日の翌日までに別紙6の書式にて受託者に通知することにより当該通知に定める業務委託料および有効期間により本契約を更新することができる。ただし、業務委託料は当該通知に記載の有効期間について第3条第2項に基づき取得した見積書に記載の月額リース料に基づき別紙3に定める方法により算出した金額とする。
3. 前二項の規定にかかわらず、GOは、1か月前までに書面により通知することにより、本契約を解約することができる。
4. 原因の如何を問わず本契約が終了した場合といえども、第4条（業務委託料）第7項、第5条（創作物の取扱い等）、第6条（保証）、第8条（秘密保持）、第9条（個人情報取扱い）、第11条（解除）第2項、第12条（損害賠償）、第13条（反社会的勢力の排除）第6項、第15条（権利義務の譲渡禁止）、第16条（準拠法）、第17条（協議）および第18条（管轄合意）の規定は、なお有効に存続する。

第11条（解除）

1. GOまたは受託者は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らの通知催告を要することなく、本契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができる。
 - (1) 本契約の一に違反し、相当な期間を指定して当該違反を是正するよう催告されたにもかかわらず、当該期間内に是正しなかったとき
 - (2) 仮差押え、仮処分、差押え、または競売の申立てを受けたとき
 - (3) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算、特定調停の申立てがあったとき、または解散、清算もしくは私的整理の手続きに入ったとき
 - (4) 支払いを停止したとき、または電子交換所もしくは銀行の取引停止処分を受けたとき
 - (5) 手形もしくは小切手の不渡り、電子記録債権の支払不能が1回でも発生したとき
 - (6) 事業の全部の譲渡、または重要な事業の廃止を決議したとき
 - (7) 監督官庁から、営業停止または許可の取消しを受けたとき
 - (8) 民法第542条第1項各号または同条第2項各号の一に該当したとき
 - (9) 前各号に準ずる事由が生じ、本契約を継続することが困難であると判断したとき
2. 前項の解除権の行使は、解除権を行使した当事者の相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第12条（損害賠償）

GOおよび受託者は、本契約の履行の過程で、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、当該損害（合理的な弁護士費用を含む）を賠償する義務を負う。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. GO および受託者は、自ら（取締役、監査役等の役員を含む。以下同じ。）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）でないことおよびなかったことならびに、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係がないことおよびなかったことを保証する。
 - (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. GO および受託者は、自己または第三者を利用して以下各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. GO および受託者は、自己の下請または再委託先業者（下請または再委託契約が数次にわたるときにはその全てを含む。以下同じ。）が第1項に定める反社会的勢力でないことおよびなかったことならびに同項各号の関係を有しないことおよび有していなかったことを保証し、また、第2項各号に該当する行為を行わないことを保証する。
4. GO および受託者は、その下請または再委託先業者が前項に違反することが、本契約締結後に判明した場合、ただちに違反した下請または再委託先業者との契約を解除し、または契約解除のための措置を採らなければならない。
5. GO および受託者は、前四項の該当性の判断のために調査を要すると合理的に判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができるものとする。相手方は、これに応じて必要な資料を提出しなければならない。
6. GO および受託者は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、ただちに相手方との間にて締結された本契約を含む全ての契約を解除することができる。この場合、契約の解除を行ったGOまたは受託者は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償または補償することを要しないものとする。

第14条（契約内容の修正または変更）

本契約の修正または変更は、GO および受託者の記名押印もしくは署名捺印ある書面、または電子署名を施した電磁的記録による合意がなければ、その効力を生じない。

第15条（権利義務の譲渡禁止）

受託者は、事前にGOの書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位ならびに

本契約から生ずる権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。

第16条（準拠法）

本契約は、日本国法に従って解釈され、日本国法に従って履行される。

第17条（協議）

本契約に定めなき事項および各条項につき疑義が生じた場合には、GO および受託者は、誠意をもって協議し、その解決を図る。

第18条（管轄合意）

本契約に起因して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【別紙1】 GO に提供するデータの内容

車両・走行データ	項目	単位	サンプリング	提供分類	
出力情報	時刻	年、月、日、 時、分、秒	0.1 秒	A-1	
	エンジン	出力演算に必要な情報		0.1 秒	B-3
		燃料消費量	mL/秒	0.1 秒	B-3
	発電機・ 燃料電池	出力	kW	0.1 秒	A-2
		燃料消費量	mL/秒、g/秒	0.1 秒	A-2
	電動機	出力	kW	0.1 秒	A-2
		入力電力	kW	0.1 秒	A-2
	蓄電池	入出力電流	A	0.1 秒	A-2
		端子間電圧	V	0.1 秒	A-2
		代表温度	℃	0.1 秒	A-2
SOH		%	0.1 秒	A-2	
SOC		%	0.1 秒	A-2	
エネルギー情報	時刻	年、月、日、 時、分、秒	0.1 秒	A-1	
	航続距離	Km	0.1 秒	A-2	
	電費	Wh/km	0.1 秒	C-2	
	燃費	Km/L	0.1 秒	C-3	
	12V/24V 系消費電力	kW	0.1 秒	C-2	
運行軌跡	GPS 経度緯度	度、度	0.5 秒	A-1	
	GPS 標高	m	0.5 秒	C-1	
	GPS 時刻	年、月、日 時、分、秒	0.5 秒	A-1	
走行状態	速度	km/h	0.1 秒	A-1	
	走行距離 (TRIP/ODO)	km	0.1 秒	A-1	
	外気温、車内温度	℃	0.1 秒	B-1	
	ETC 入退場時刻	年、月、日 時、分、秒	イベント 時	C-1	
車両基本情報	ID 毎の車両諸元			A-1	
運行情報	出発地・目的地 位置	度、度	イベント 時	C-1	
	出発地・目的地 時刻	年、月、日 時、分、秒	イベント 時	C-1	
	乗客・降車タイミング	年、月、日 時、分、秒	イベント 時	B-1	
	配車回数	回/日	日	B-1	

※提供分類について

A: 必須で提供（原則、全契約期間）

B: 必須だが、期間については NEDO との協議等を踏まえ、別途定める。

C: NEDO との協議等を踏まえ、必要な項目・期間を別途定める。

1: EV および既存車両の双方を対象とする。

2: EV のみ対象とする。

3: 既存車両のみ対象とする。

【別紙2】指定リース会社一覧

GO 株式会社
東洋カーマックス株式会社
昭和リース株式会社
NX・TC リース&ファイナンス株式会社 (※東京、神奈川、千葉、埼玉エリアのみ対応可能)

【別紙 3】 業務委託費の算出方法

本件業務の業務委託料は、車両ごとに以下のうち最も低い金額を算出し、その合計とする。

- (1) 第 3 条第 2 号に基づき取得した見積書に記載の月額リース料のうち最も低い金額に対し、本契約の有効期間ごとに以下に定める負担割合を掛けた金額。

本契約の有効期間	負担割合
2022 年 4 月～2027 年 3 月	2/3
2027 年 4 月～2029 年 3 月	1/2
2029 年 4 月～2031 年 3 月	1/3
2031 年 4 月	0

- (2) 本契約の有効期間ごとに以下に定める金額。

本契約の有効期間	上限金額
2022 年 4 月～2027 年 3 月	金 111,111 円
2027 年 4 月～2029 年 3 月	金 83,333 円
2029 年 4 月～2031 年 3 月	金 55,555 円
2031 年 4 月以降	金 0 円

- (3) 車種ごとに第 3 条第 2 号に基づき取得した見積書に記載の月額リース料のうち最も低い金額と車両の諸元や装備等が同等な既存の非電動車として GO が別途定める車種をリース期間 3 年のリースにて調達する場合の月額リース料として GO が別途定める金額の差額。

【別紙 4】

20●●年●●月●●日

株式会社●●御中

東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号
麻布台ヒルズ森 JP タワー 23 階
GO 株式会社
代表取締役社長 中島 宏

通知書

20●●年●●月●●日付「電気自動車の運行管理およびデータ取得業務（車両運行関係）委託契約」第 4 条に定める業務委託料として、下記月の支払に限り、受託者が負担した EV のバッテリーの交換に必要な費用を考慮して、下記の金額に変更します。

	記
20●●年●●月限り	月額●●円（税別）／台
	台数 ●台
	月額●●円（税別）

以上

【別紙 5】 個人情報の取扱いに関する規程

第1条 （目的）

本規程は、本件業務の委託にあたって GO が受託者に開示または提供する個人情報、および受託者が収集する個人情報の適切な保護を目的として、受託者における個人情報の取扱条件を定めるものである。

第2条 （管理部署および管理者）

1. 受託者は、本契約の締結後遅滞なく、個人情報の管理部署、管理責任者の役職および氏名ならびに管理責任者の連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）を GO に通知しなければならない。
2. 受託者が前項の管理部署および管理責任者等を変更しようとするときは、受託者は、事前にその内容を GO に通知しなければならない。
3. 受託者は、受託者が指名した個人情報管理責任者に、本契約および個人情報の保護に関する法律その他の関係諸法令等（基本方針、指針、ガイドライン等を含み、以下「個人情報関係諸法令」という）に沿って個人情報が取り扱われるよう管理、指揮、および監督をさせる。
4. 受託者は、受託者が本件業務を第 8 条の規定により第三者に再委託する場合、受託者が指名した個人情報管理責任者に、本規程の趣旨に沿って再委託先が個人情報を取り扱うよう管理、指揮、および監督をさせる。

第3条 （個人情報の収集）

受託者は、本件業務の遂行のため個人情報を収集するときは、個人情報関係諸法令等に定められた義務および GO の指示に従い、適切かつ公正な手段により収集する。

第4条 （個人情報の保護）

1. 受託者は、個人情報を秘密に保持し、GO の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に開示または提供してはならない。
2. 受託者は、本件業務の遂行に必要な範囲でのみ個人情報を利用し、これ以外の目的で利用、加工または盗用してはならない。
3. 受託者は、個人情報を厳に秘密として保持し、第三者に開示または漏洩してはならず、また GO の事前の承諾なく複写または複製してはならない。
4. 受託者は、本件業務に従事する従業員のうち本件業務の遂行に必要な従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
5. 受託者は、本件業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中およびその退職後においても、個人情報を秘密に保持するよう義務づける。
6. 受託者は、個人情報を取り扱う際には、個人情報関係諸法令等に定められた義務を遵守するものとし、自己の負担で必要かつ適切な措置を講じなければならない。
7. 受託者は、個人情報の取扱いにおいて事故が発生した場合、またはそのおそれが生じた場合、遅滞なく GO に連絡する。また、受託者は、自己の負担で事実確認および原因究明を行い、これを GO に報告するとともに、適切な再発防止策を講じ、GO の承認を得るものとする。
8. 受託者は、GO が要請したときはいつでも、個人情報をただちに訂正、追加、または削除または利用停止できるようにしなければならない。

第5条 （個人情報管理）

1. 受託者は、個人情報を取り扱うにあたり、個人情報に対する不正アクセスおよび個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等のリスクに対し、合理的な安全対策措置を講じなければならない。
2. 受託者は、本件業務に従事する従業員のうち、個人情報を閲覧することができる者（以下「アクセス権者」という）を指名のうえ記録し、GO の求めに応じて、いつでもその氏名およびその閲覧状況を報告できる状態とするとともに、アクセス権者以外の者に個人情報を閲覧させないものとする。
3. 受託者は、GO の指示に従い、個人情報を正確かつ最新の状態で保管する。
4. 前三項に関して GO が別途に管理方法を指示するときは、受託者は、これに従わなければならない。
5. GO は、受託者に事前に通知のうえ、受託者の事業所に立入り、受託者における本規程内容の遵守状況および個人情報の管理状況を監査することができる。また、GO は、個人情報の安全管理状況について、受託者に書面による報告を求め、受託者は、これに応じる。
6. GO は、前項の監査または報告その他によって、さらに必要があると判断したときはいつでも、その安全管理状況に関し調査を行い、報告を求め、必要かつ適切な措置を講ずるよう受託者に請求することができる。この場合、受託者は、これに従わなければならない。

第6条 （返還等）

1. 受託者は、GO から要請があったときまたは本件業務が終了したときのいずれか早い時期に、個人情報（GO の同意を得たものか否かにかかわらず、個人情報を複製または複製した場合、その複製物および複製物を含む。以下同じ。）をただちに GO に返還または引き渡すとともに、受託者のコンピュータ等に記録された個人情報のデータを完全に消去して復元不可能な状態とし、その旨を GO に書面にて報告しなければならない。ただし、GO から別途に指示があるときはこれに従うものとする。
2. 受託者は、GO の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施したうえで廃棄しなければならない。

第7条 （記録）

1. 受託者は、個人情報の受領、管理、使用、アクセス権者、提供、複製、返還および消去についての記録を作成し、GO から要求があった場合には、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
2. 受託者は、前項の記録を各本件業務の終了後 7 年間保存しなければならない。

第8条 （再委託）

1. 受託者は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たすときは、本件業務の再委託のために個人情報を再委託先に開示または提供することができる。ただし、これにより受託者の GO に対する本契約上の義務および責任は軽減または免除されない。また、GO の事前の承諾の有無を問わず、受託者は、再委託先の行為一切について、GO および第三者に対する責任を負うものとし、GO は、再委託先の行為を受託者の行為とみな

して、受託者にその責任を問うことができるものとする。

- (1) 受託者は GO に対し、再委託先の名称、連絡先、再委託する業務の内容、期間ならびに開示する個人情報の種類、内容および件数その他の事項を書面により報告して、GO の事前の書面による承諾を得ること。
 - (2) 受託者は、再委託先と個人情報の保護について本規程と同等以上の義務を定めた契約を締結し、その写しを GO に提出すること。
2. 受託者は、前項の条件を満たし、本件業務の再委託のために再委託先に個人情報を開示または提供する際、GO の保有する個人情報であること、および GO の指定する利用目的を明示しなければならない。
 3. 第 1 項の規定にかかわらず、GO は、再委託先が本件業務の再委託を受けた業務を遂行することが適切ではないと判断したときは、その承諾を撤回することができる。この場合、受託者は、当該再委託先に対して、個人情報を開示または提供してはならず、すでに開示または提供した個人情報があるときは、受託者の責任と負担において、当該個人情報を回収するとともに、第 6 条第 1 項および第 2 項の措置を講じなければならない。

第9条 (事故)

1. 個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、受託者は、ただちにその旨を GO に報告し、GO の指示に従ってただちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故および応急措置の報告ならびに事故再発防止策を書面により GO に提示しなければならない。
2. 前項の事故が受託者の責に帰すべき事由による場合において、GO が情報主体または GO の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、GO は受託者に対し、その解決のために要した費用（情報主体または GO の顧客への対応費用、広告費用、損害賠償金および弁護士費用を含むが、これらに限られない）を合理的な範囲で求償することができる。なお、当該求償権の行使は、GO の受託者に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
3. 第 1 項の事故が受託者の本規程の違反に起因する場合は、受託者は、前二項のほか、当該事故の拡大防止や收拾のために必要な措置について、GO の別途の指示に従うものとする。

以上

【別紙 6】

20●●年●●月●●日

株式会社●●御中

東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号
麻布台ヒルズ森 JP タワー 23 階
GO 株式会社
代表取締役社長 中島 宏

通知書

20●●年●●月●●日付「電気自動車の運行管理およびデータ取得業務（車両運行関係）委託契約」（以下「本契約」という）第 10 条第 2 項に基づき、本契約を以下の通り更新します。
なお、以下の情報は本通知書発行時点のものであり、本通知書の対象車両のうち、本契約期間中、業務内容の変更その他の理由により業務委託料が 0 円に変更となる車両が含まれる場合であっても、当該変更に関しては、本通知書の再発行その他の個別通知は行わないものとします。

記

契約期間	20●●年●●月●●日まで
業務委託料	月額●●円（税別）／台

以上